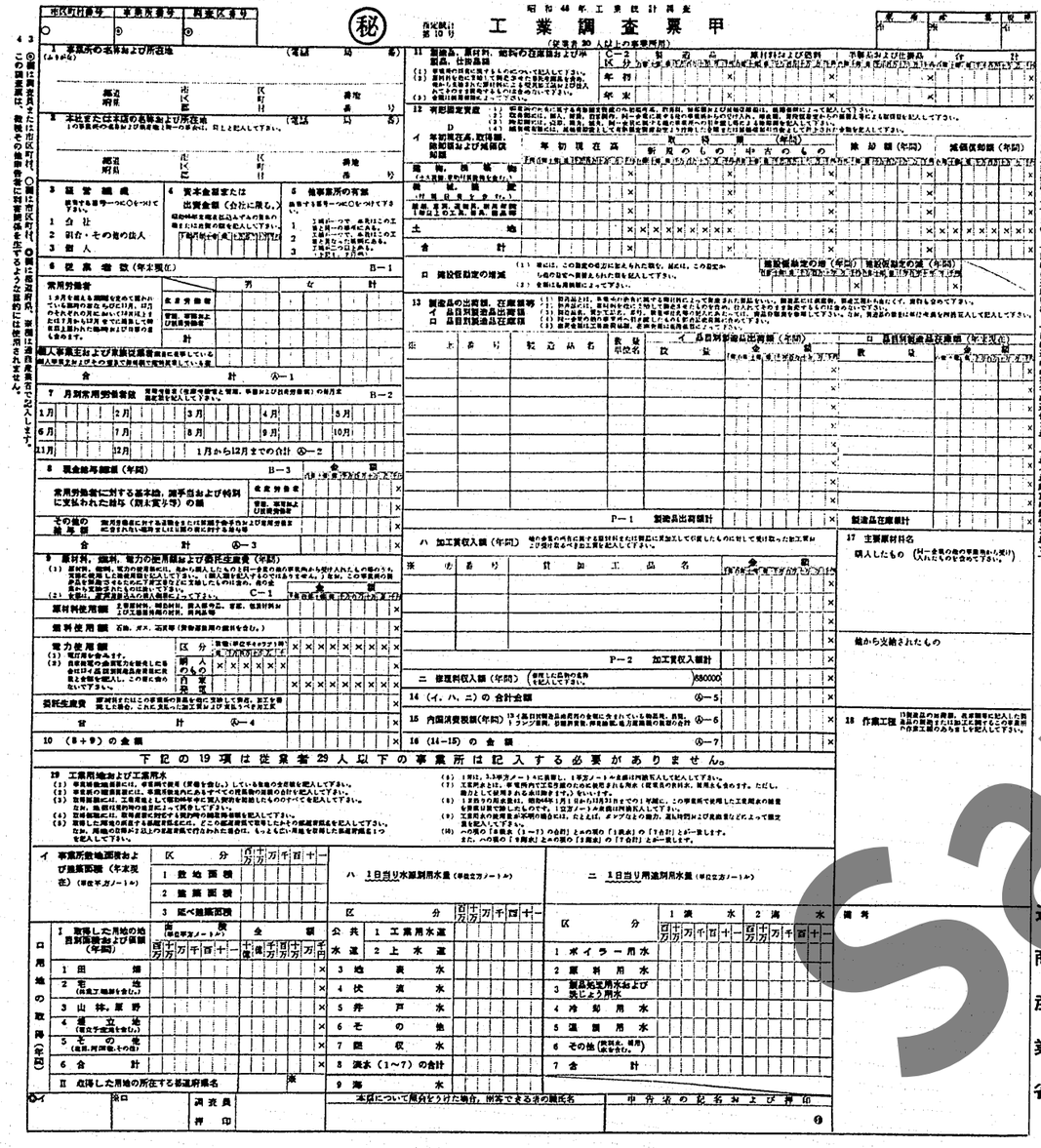

Sample

3 この調査票は、徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

4 ◎欄は調査員または市区町村、○欄は市区町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入します。

市区町村番号	事業所番号	調査区番号
○	◎	◎

秘

指定統計第10号

昭和46年工業統計調査

工業調査票甲

（従業者30人以上の事業所用）

業種	産業	規模
※	※	※

1 事業所の名称および所在地（ふりがな）（電話　局　番）

都道府県　市区郡　区町村　番地　番　号

2 本社または本店の名称および所在地（電話　局　番）

1の事業所の名称および所在地と同一の場合は、同上と記入して下さい。

都道府県　市区郡　区町村　番地　番　号

3 経営組織

該当する番号一つに○をつけて下さい。

1 会社

2 組合・その他の法人

3 個人

4 資本金額または出資金額（会社に限る。）

5 他事業所の有無

該当する番号一つに○をつけて下さい。

1 工場が一つで、本社はこの工場と同一の場所にある。

2 工場が一つで、本社はこの工場と異なった場所にある。

3 工場が二つ以上ある。

6 従業者数（年末現在）　B－1

		男	女	計
常用労働者 1カ月を超える期間を定めて雇われている者ならびに11月、12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇われた臨時および日雇の者も含めます。	生産労働者			
	管理、事務および技術労働者			
	計			
個人事業主および家族従業者				
合計　Ⓐ－1				

7 月別常用労働者数　B－2

1月		2月		3月		4月		5月	
6月		7月		8月		9月		10月	
11月		12月		1月から12月までの合計　Ⓐ－2					

8 現金給与総額（年間）　B－3

		金額
常用労働者に対する基本給、諸手当および特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	生産労働者	
	管理、事務および技術労働者	
その他の給与額		
合計　Ⓐ－3		

9 原材料、燃料、電力の使用額および委託生産費（年間）　C－1

	金額
原材料使用額	
燃料使用額　石油、ガス、石炭等	
電力使用額	
委託生産費	
合計　Ⓐ－4	

電力使用額	区分	数量	金額
	購入のもの	×	
	自家発電		×

10 （8＋9）の金額

11 製造品、原材料、燃料の在庫額および半製品、仕掛品額

C－2 区分	製造品	原材料および燃料	半製品および仕掛品	合計
年初				
年末				

12 有形固定資産　D

イ 年初現在高、取得額、除却額および減価償却額

	年初現在高	取得額（年間）新規のもの	取得額（年間）中古のもの	除却額（年間）	減価償却額（年間）
建物、構築物					
機械、装置					
船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等					
土地		×			×
合計					

ロ 建設仮勘定の増減

建設仮勘定の増（年間）	建設仮勘定の減（年間）

13 製造品の出荷額、在庫額等

イ 品目別製造品出荷額

ロ 品目別製造品在庫額

業	番号	製造品名	数量単位名	イ 品目別製造品出荷額（年間）数量	イ 金額	ロ 品目別製造品在庫額（年末現在）数量	ロ 金額
P－1				製造品出荷額計		製造品在庫額計	

ハ 加工賃収入額（年間）

業	番号	賃加工品名	金額
P－2		加工賃収入額計	

ニ 修理料収入額（年間）（修理した品物の名称を記入して下さい。）680000

14 （イ、ハ、ニ）の合計金額　Ⓐ－5

15 内国消費税額（年間）　Ⓐ－6

16 （14－15）の金額　Ⓐ－7

17 主要原材料名

購入したもの（同一企業の他の事業所から受け入れたものを含めて下さい。）

他から支給されたもの

18 作業工程

下記の19項は従業者29人以下の事業所は記入する必要がありません。

19 工業用地および工業用水

イ 事業所敷地面積および建築面積（年末現在）（単位平方メートル）

区分	
1 敷地面積	
2 建築面積	
3 延べ建築面積	

ロ 用地の取得（年間）

I 取得した用地の地目別面積および価額（年間）	面積（単位平方メートル）	金額
1 田畑		
2 宅地		
3 山林、原野		
4 埋立地		
5 その他		
6 合計		

II 取得した用地の所在する都道府県名　※

ハ 1日当り水源別用水量（単位立方メートル）

区分	
公共水道　1 工業用水道	
公共水道　2 上水道	
3 地表水	
4 伏流水	
5 井戸水	
6 その他	
7 回収水	
8 淡水（1～7）の合計	
9 海水	

ニ 1日当り用途別用水量（単位立方メートル）

区分	1 淡水	2 海水
1 ボイラー用水		
2 原料用水		
3 製品処理用水および洗じょう用水		
4 冷却用水		
5 温調用水		
6 その他（飲料水、雑用水を含む。）		
7 合計		

備考

※イ	※ロ	調査員押印	本票について照会をうけた場合、回答できる者の職氏名	申告者の記名および押印
				㊞

1 記入にあたっては、各項目の説明および裏面の記入注意をよく読んで下さい。金額は、一万円未満は四捨五入して、万円まで記入して下さい。

2 この調査票は、調査員に二部提出して下さい。一部は都道府県に、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。

通商産業省

記入注意

一般事項

(1) この調査は、わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものです。

(2) 調査期間が年間となっている事項については、昭和46年1月1日から12月31日までの事実について記入して下さい。しかし、毎月の帳簿締切日（たとえば12月25日）がきまっている事業所では、昭和46年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の事実について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には、青または黒インキを用いて楷書ではっきり記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は、必ず1，2，3のような算用数字によって記入して下さい。

(5) 該当事項のない項目は、その合計欄に必ず0を記入して下さい。

(6) 該当事項の記入にあたって、調査票欄に書きつくせないときは、補助紙を用いて下さい。この際、調査票には、「以下別紙」と記入するとともに補助紙には、必ず事業所名を記入して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは、補助紙でなく、調査票上の計欄に記入して下さい。

個別事項

1 事業所の名称　2 本社または本店の名称

商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。

3 経営組織

組合とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めて下さい。

6 従業者数

(1) 常用労働者とはつぎのうちいずれかに該当する労働者をいいます。

(イ) 期間をきめず、または1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

(ロ) 日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、11月、12月にそれぞれ18日以上、または、7月から12月までに通算して60日以上雇われた者。

(ハ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(ニ) 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

なお、常用労働者については「生産労働者」と「管理、事務および技術労働者」に区別して記入して下さい。

(2) 生産労働者とは生産物の生産される現場（補助部門を含む。）において、生産業務、生産工程に関する記録業務および上記業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は除かれます。

(3) 管理、事務および技術労働者とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究等の部門に働く労働者（単純作業に従事する者を含む。）をいい、常時業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務および技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 個人事業主および家族従業者には、実務にたずさわっていない者および事業主の家族で、手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

7 月別常用労働者数

12月末の数は、6従業者数の生産労働者と管理、事務および技術労働者の計に一致していなければなりません。

8 現金給与総額

(1) 所得税、保険料、組合費等を差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給、諸手当とは、労働契約、団体協約、あるいは給与規則等によって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。たとえば、基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当等を含み、昭和46年1年間に実際に支払われた金額および同期間に支払うべきものとして算定された金額を記入して下さい。

(3) 特別に支払われた給与とは、一時的理由に基づいて、特別に支払われた奨励賞金、結婚手当、期末賞与等をいい、昭和46年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは、常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与、常用労働者に対する前掲以外の現金給与をいい、昭和46年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

9 原材料、燃料、電力の使用額および委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り、この中間製品を、さらに製造、加工のために使用した場合は、はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め、あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。

(2) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業、林業、水産業、鉱業などの第一次産業活動によって自家取得したものの使用額も見積り市価によって記入して下さい。

(3) 原材料使用額には、燃料以外のすべての製造、加工用の原材料（購入した水を含む。）を含めて下さい。「工場維持用の材料、消耗品」には、工場建物、設備、機械などの小修理に用いた材料、耐用年数1年未満の工具、器具および備品、機械油その他作業用および事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築、増築、機械または設備の新設、拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。

(4) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合は、燃料使用額に含めないで、原材料使用額に含めて下さい。たとえば、コークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは原材料使用額に含めて下さい。

(5) 同一企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭、石油などは、昭和46年1年間に製造品出荷額のもっとも多かった事業所で一括して燃料使用額に含めて下さい。

(6) 電力使用額には、従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合は、金額欄に両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。同一企業の2以上の工場に送電している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力は昭和46年1年間に製造品出荷額のもっとも多い事業所において、13イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

(7) 委託生産費には、原材料を支給しないで他に製造を依頼したいわゆる注文製造品の代金を含めないで下さい。

11 製造品、原材料、燃料の在庫額および半製品、仕掛品額

(1) 下請賃加工のために他から支給された原材料および下請賃加工した製造品の在庫は含めないで下さい。

(2) 金額は、帳簿価額によって記入して下さい。これにより難いときは、それぞれ年初および年末の見積り市価によって下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は、13ロ品目別製造品在庫額計に一致していなければなりません。

12 有形固定資産

(1) 金額は、帳簿価額によって記入して下さい。これにより難いときは、見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によって下さい。

(2) 年初現在高

減価償却を直接法によって行なっている場合は、その資産の年初の帳簿価額、減価償却を間接法によって行なっている場合は、その資産の取得額から昭和44年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) 取得額

(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、あるいは建設仮勘定からの振替えは、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替えの際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために、外国から直接に輸入したもの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新規のものとみなします。

(ロ) 建設または自家製作は、その資産の取得の際の評価額によって記入して下さい。

(ハ) 増改築、改造、増設等によって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入して下さい。

(ニ) 資産再評価による固定資産の増加は記入しないで下さい。

(4) 除却額

(イ) 売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し、または滅失によって、その資産が、帳簿から除却された場合、減価償却を直接法によって行なっている場合は、除却の際の帳簿価額を、減価償却を間接法によって行なっている場合は、取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(ロ) 災害等による部分的損失にともない、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。

(5) 減価償却額

減価償却を直接法によって行なっている場合は、有形固定資産勘定から控除された金額を、間接法によって行なっている場合は、減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) 建物、構築物

(イ) 建物には、工場および事務所のほか、社宅、その他経営付属物（構外のものを含む。）ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の付属設備を含めて下さい。

(ロ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗道、駐車場等の敷地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。

(7) 機械、装置

(イ) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤー、ホイスト、起重機（建物に付属するものを除く。）等の運搬設備、その他の付属設備も含めて下さい。

(ロ) 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔等、物に物理的または化学的変化を加える固定設備も含めて下さい。

(8) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

(イ) 船舶には、船舶および水上運搬具、車両運搬具には、鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具（けん引用馬および牛を含む。）を記入して下さい。

(ロ) 工具、器具、備品等には、容器を含み、耐用年数1年以上で5万円以上のものを記入して下さい。

(9) 土地

土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園等の経営付属用の土地（構外のものを含む。）を含めて下さい。

(10) 建設仮勘定

建設仮勘定に、建設過程にある有形固定資産、たとえば、建物が完成して、固定資産勘定に組み替えられるまでの途中に種々の出費があった場合、これらを整理するための会計処理上の方法として設けられるものです。この勘定を設定している事業所については、昭和46年1年間にこの勘定の借方に加えられた金額を増に、同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた金額（貸方に記入された金額）を減に記入して下さい。

なお、小規模企業の場合には、建設仮勘定の記入の必要はほとんどないと思われます。

13イ 品目別製造品出荷額

(1) 昭和46年1年間に、この事業所から出荷された製造品の全部を所定の商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは、12月31日までに販売ずみとなっていないものも含めて下さい。ただし、昭和45年内に出荷したもので昭和46年に入って返品となったものは差し引いて下さい。

(3) 金額は、内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額とし、また、割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売実価によって下さい。出荷ずみでも、販売実価の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては、見積り市価によって下さい。

13ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有に属する製造品の昭和46年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものは含めないで下さい。

13ハ 加工賃収入額

この調査において、賃加工というのは、他から支給された主要原材料によって製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に賃加工、処理を加え、これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって、普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも、自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の製造品となりますから、これらは、13イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

13ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には、他人のものを修理して受け取った修理料および受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理、航空機および航空機用原動機のオーバーホールなどについては、修理としないで自己所有の原材料による場合は、13イ品目別製造品出荷額に、原材料の支給を受けた場合は、13ハ加工賃収入額に記入して下さい。

17 主要原材料名

たとえば、綿花を購入して綿糸を作り、この綿糸から綿織物を製織する場合は、最初購入した綿花を記入するのであって、綿糸を記入するのではありません。また、他の工場で作られた機械用鋳物を購入、または支給され、これに機械加工をして機械の製造を行なう場合は、この機械用鋳物を記入して下さい。

18 作業工程

13製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品および賃加工品のうちおもなものについて、この事業所の作業の工程を、段階的に説明して下さい。2種以上の製法のある製品については、そのうちいずれの方法によっているか、また自動機械によっているか、手作業によっているかなどの要点を明確に記入して下さい。

19イ 事業所敷地面積および建築面積

(1) 敷地面積には、昭和46年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランドおよびその他福利厚生施設等に使用している敷地が、生産設備（倉庫等を含む。）などの敷地と道路（公道）、へい、さくなどにより明確に区別される場合ならびにこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いて下さい。

(2) 事業所の隣接地にある拡張予定地は含めて下さい。

(3) 建築面積には、(1)、(2)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し、昭和46年12月31日現在建築中のものであっても帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(4) 延べ建築面積には、事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお、延べ建築面積が建築面積と同じ場合は、同じ数字を記入して下さい。

19ロ I取得した用地の地目別面積および価額

(1) 取得面積には、昭和46年1月1日から12月31日までの1年間に工業用地として買入契約を締結したもののすべての面積を記入して下さい。

(2) 取得価額には、工業用地とするための整地費、埋立費、補償費等の諸費用を含めて買入または買入契約を締結した場合は、その価額としますが、それらの諸費用を含めないいわゆる裸買入または裸契約の場合は、これらの諸費用を推定して用地取得価額に含めて下さい。なお、対価の支払がなくても買入契約が成立すれば、その契約した面積と価額を記入することになります。

(3) 公有水面（河、海、湖、沼、その他公共の用に供する水流または水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立の免許を受けた場合は、その許可をもって買入契約とします。この場合、許可面積をもって取得面積（許可時に海面、水面であっても）としますが、取得価額には埋立費、補償費等の諸費用を推定し加算して下さい。

(4) 地目別区分の4埋立地（埋立予定地を含む。）とは、公有、私有を問わず河、海、沼、湖、池などを埋立てる場合をいいます。

19ハ 1日当り水源別用水量

公共水道には、都道府県または市町村によって経営される工業用水道または上水道から供給を受ける水を記入して下さい。

(1) 工業用水道とは、飲用に適しない工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは、一般の水道のことで人の飲用に適する水を供給するものです。

(3) 地表水には、河川、湖沼または貯水池から取水する水の量を記入して下さい。

(4) 伏流水には、河川敷または旧河川敷内において集水埋きょによって取水する水の量を記入して下さい。

(5) 井戸水には、浅井戸、深井戸または湧泉から取水する水の量を記入して下さい。

(6) その他には、上記のいずれにも属さないで、次の「回収水」以外のもの、たとえば農業用水路から取水する水、他工場事業所から供給を受ける水等の量を記入して下さい。

(7) 回収水には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等の回収装置を通じて回収使用する水の量を記入して下さい。なお、上記の回収水の施設を通さずに循環して使用しているものも回収水の欄に記入して下さい。

19ニ 1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは、ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原料用水とは、製品の製造過程において原料として、そのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水および洗じょう用水

製品処理用水とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解等物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。たとえば、パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解用水、ビスコース製造工程における苛性ソーダの溶解用水、染色用水等がこれであります。

洗じょう用水とは、工場設備または製品の洗じょう用に供される水のことをいいます。

(4) 冷却用水とは、工場の設備または製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(5) 温調用水とは、工場内の温度または湿度の調整、有毒物の除去のために使用される水をいいます。

(6) その他とは、上記のいずれにも属さない用水、たとえば、工場内での従業員の飲用水、雑用水をいいます。